

情報の共有化を目指して

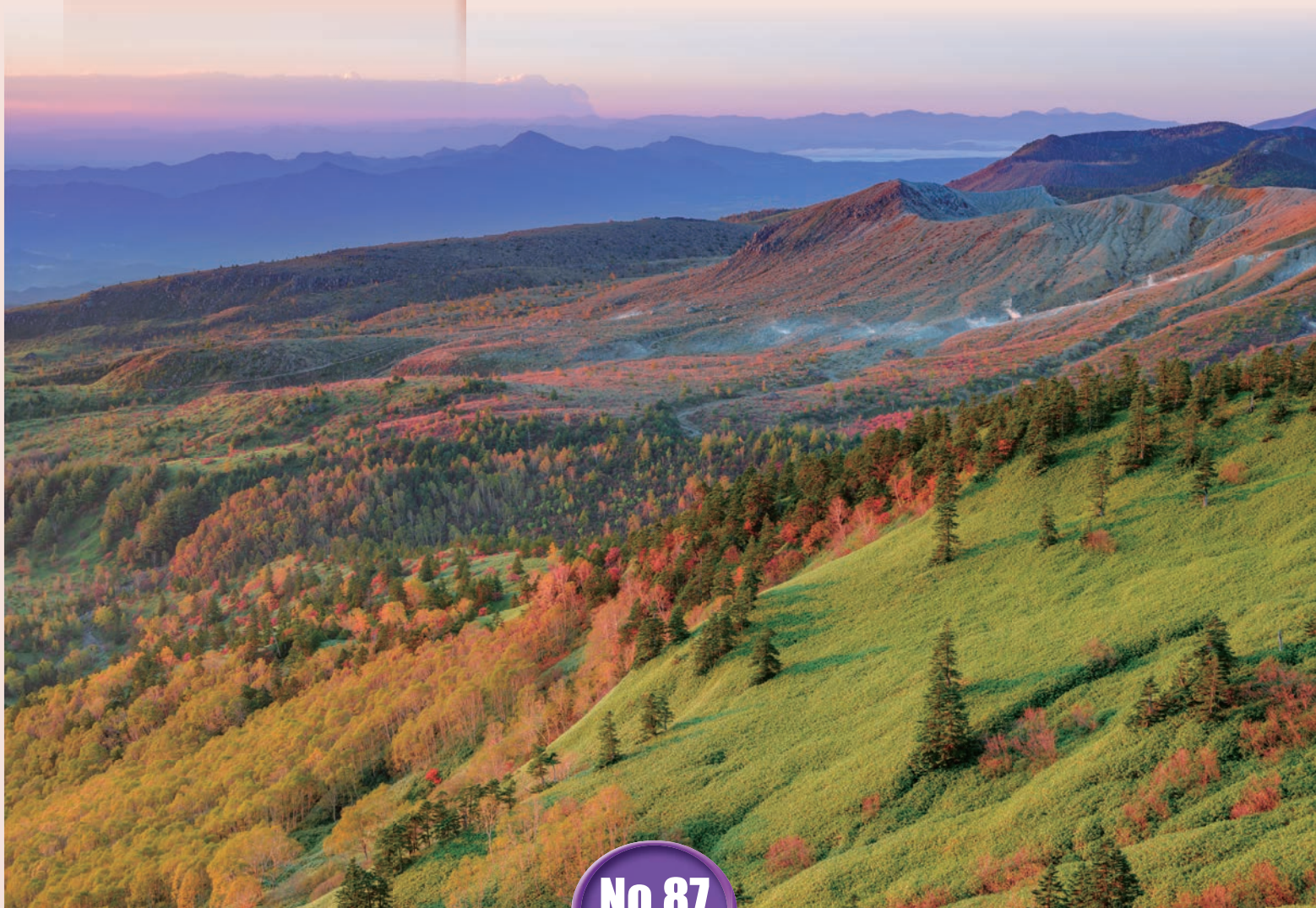
危険物と 保安

◆寄稿

元 一般社団法人日本化学工業協会環境安全部

(現 三菱ケミカル株式会社SCレスポンスルケア本部 環境安全部)

高橋 文夫 氏



一般財団法人

全国危険物安全協会

Japan Association for Safety of Hazardous Materials

No.87
2024秋

危険物と 保安

情報の共有化を目指して

1 寄稿

危険物輸送におけるイエローカードの役割

元 一般社団法人日本化学工業協会環境安全部

(現 三菱ケミカル株式会社SCレスポンシブルケア本部 環境安全部)

高橋 文夫

6 消防庁からの情報

・「令和6年度危険物安全週間」推進行事実施結果について

9 投稿

・リチウムイオン電池搭載製品の出火危険について〈東京消防庁予防部調査課〉

12 県危連、地区協会からの情報

・岩手県における当連合会の取り組みについて

一般社団法人 岩手県危険物安全協会連合会

・滋賀県における連合会の取組みについて

一般社団法人 滋賀県防火保安協会連合会

14 関係業界・事業所の取り組み

・取り扱う危険物の特性を理解し事業所環境に合った対策を

真丸特殊紙業株式会社 江南工場（本社工場）

16 全危協ニュース

・令和7年度危険物安全週間推進ポスターモデルの選考について

・人事異動

・消防試験研究センターからのお知らせ

18 令和7年度危険物安全週間推進標語の募集

20 令和6年度危険物事故防止対策論文募集

◆表紙写真の解説

＜志賀高原・渋峠の紅葉（長野県・群馬県）＞



長野県と群馬県の県境にあり、横手山と白根山の間を通過する峠。眼下に志賀高原や草津の街並みを望める眺望はまさに絶景。渋峠近辺は標高2,000mを超え、日本国道標高最高地点（標高2,172m）の石碑もあります。

No.87
2024秋

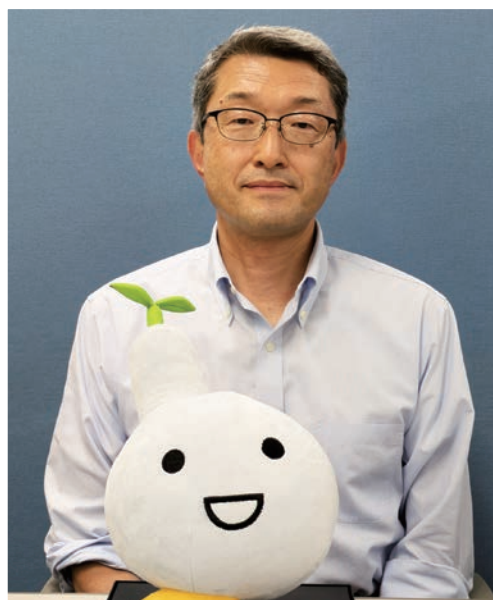


寄稿

危険物輸送における イエローカードの役割

元 一般社団法人日本化学工業協会環境安全部
(現 三菱ケミカル株式会社SCレスポンシブルケア本部 環境安全部)

高橋 文夫



1 はじめに

平成7年3月に社団法人 日本化学工業協会(当時)から発刊された「初版 物流安全管理指針」^[1]のまえがきには、以下のように書かれている。

〈日本化学工業協会では、……レスポンシブル・ケアを推進する「環境安全に関する日化協基本方針」(当時)に基づき、……輸送時における事故時の措置として、自治省消防庁及び厚生省のご指導のもと、緊急連絡カード(イエロー・カード)の作成要領に関する指針を策定し、その運用により、事故時の応急措置対策の一層の強化を図ることとした。〉

レスポンシブル・ケア(Responsible Care: RC)とは、化学工業界において化学物質を扱うそれぞれの企業が、化学物質の開発から製造、物流、使用、最終消費を経て廃棄・リサイクルに至る全ての過程において、自主的に「環境・安全・健康」を確保し、活動の成果を公表し社会との対話・コミュニケーションを行う活動である^[2]。物流安全は、レスポンシブル・ケアの6本柱である環境保全、保安防災、労働安全衛生、物流安全、化学品・製品安全、コミュニケーションの一つであり、化学工業界は物流における事故、災害の防止に努めなければならない。

一般社団法人 日本化学工業協会(日化協)は、物流安全の実現を目指し、海上輸送、航空輸送、陸上輸送の各輸送モードに関連した取り組みを行っているが^[3]、その中でもイエローカード携行の推進は、陸上輸送安全に関する取り組みの中心的役割を担って

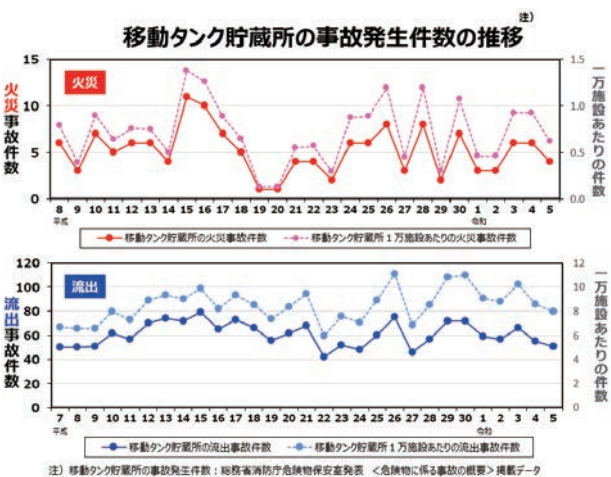
おり、日化協内外での講演会や、ホームページ(HP)を通して会員外からも広くイエローカードに関する質問を受け付けるなどの対応を行っている。筆者は、2021年7月から2024年8月までの約3年間、日化協環境安全部に勤務し保安防災・物流安全の事務局を務める中で、イエローカードの5W1Hという切り口で必要性や作成法、運用方法について再整理し講演するとともに、イエローカードに関する問い合わせへの対応を行った。保安防災と物流安全の2足の草鞋を履く形であったため、イエローカードについて十分な取り組みを行うことができたのか自信は無いが、約3年間の日化協勤務を終えるこのタイミングで、このような寄稿の機会をいただいたご縁に感謝申し上げたい。ここでは危険物等の輸送中事故数の推移やイエローカードの携行状況、FAQ(よくあるお問い合わせ)に対する日化協の考え方など通じて、危険物輸送におけるイエローカードの役割について述べていく。現在、そしてこれからイエローカードを運用される皆さんのために、少しでも参考になれば幸いである。

2 危険有害物の輸送中事故の推移

イエローカードを携行することが推奨される危険有害物の代表は、消防法上の危険物、毒物及び劇物取締法上の毒物・劇物、高圧ガス保安法上の高圧ガスの3つである。これらについて、輸送中に発生した事故数の推移を以下に示していく。

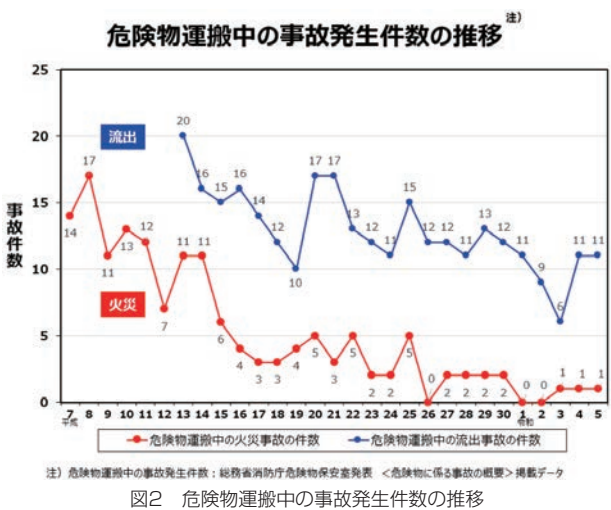
2-1. 危険物輸送中の事故発生件数の推移

移動タンク貯蔵所の事故発生件数の推移について、毎年消防庁危険物保安室から発表される「危険物に係る事故の概要」^[4]のデータを基に図1に示す。



移動タンク貯蔵所における火災事故及び流出事故の年間発生件数、及び一万施設当たりの件数について、流出事故の一万施設当たりの件数において若干の経年的な増加傾向が窺える。

次に、同じ公表資料^[4]を基に危険物運搬中の事故発生数の推移を図2に示す。

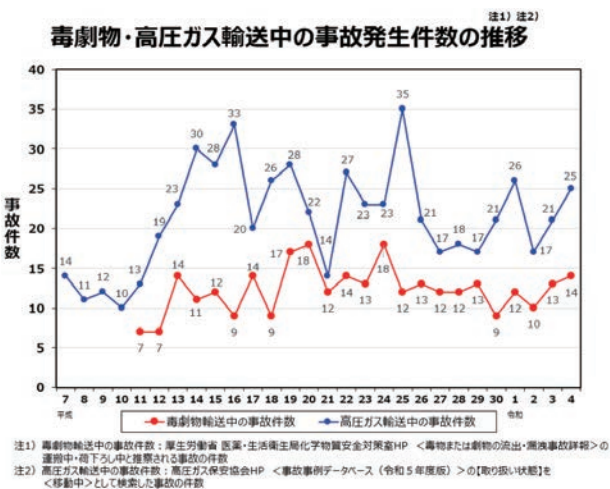


危険物運搬中の火災事故、流出事故の年間発生件数について、全体を見れば明確な減少傾向だが近年は横ばいである。

2-2. 毒劇物・高圧ガス輸送中の事故発生件数の推移

毒劇物及び高圧ガスに関連する事故について、それぞれ厚生労働省が公表している「毒物または劇物の流出・漏洩事故詳報」^[5]、高圧ガス保安協会が公表している「事故事例データベース（令和5年度版）」^[6]を

基に、筆者の視点から輸送中と考えられる事故の件数をまとめたのが図3である。



経年的な推移について、その傾向を言い表すのは難しいが、少なくとも減少傾向にあると言うことはできない。

3 イエローカード携行率の推移

前節で示した危険有害物の輸送中の事故の件数について、危険物運搬中の事故に明確な減少傾向が見られる以外は、ほぼ横ばいであった。では、イエローカード携行率はどのように推移しているのだろうか。消防庁危険物保安室が毎年公表している「移動タンク貯蔵所等の立入検査結果」^[7]に掲載されているデータを基に図4に示す。

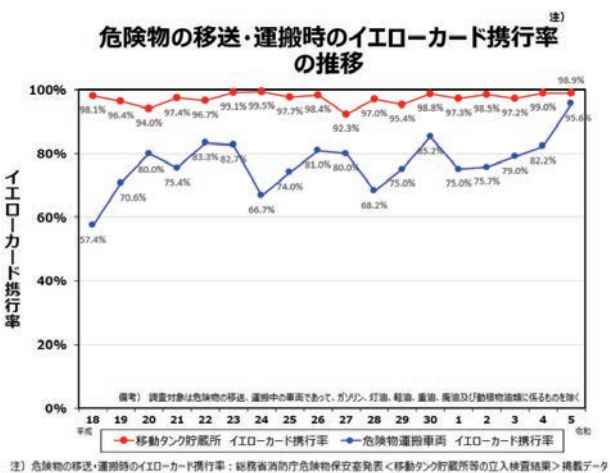


図4 危険物の移送・運搬時のイエローカード携行率の推移

移動タンク貯蔵所のイエローカード携行率はほぼ100%が継続維持されているが、危険物運搬時につ

いては令和5年度に非常に高い数値となったものの、それまでは約80%の横ばいとなっており、まだ20%程度の改善の余地がある。危険物運搬車両の5台に1台は携行していないということである。携行していない理由についての調査は行われていないが、荷主や運搬者がイエローカード携行の必要性について認識していないのか、運搬者は認識していたものの荷主が作成してくれなかったのか、理由は多種多様であろう。今後この20%の改善余地を埋めていくために、移動タンク貯蔵所等への立入検査の際に、イエローカード携行の有無を確認するだけでなく、携行していない理由についても聞き取り調査することをここで要望したい。

4 イエローカードに関するFAQ (よくあるお問い合わせ)

まえがきに述べた通り、日化協ではイエローカードの推進を陸上物流安全に関する取り組みの中心と位置付け、日化協内外での講演会や会員内外からのお問い合わせに対応している。ここでは、FAQに答える形でイエローカードを運用する上での重要なポイントについて述べていく。

Q:日化協がイエローカードを推進する法的根拠は何ですか？

A:危険有害物の輸送に関連する法令にイエローカードという言葉が出てくることはありませんが、安全に輸送するために必要な情報を荷送人が運送人に通知することや、事故時の応急措置を記載した書面を交付すること、また運送人が輸送中に書面を携行し遵守することなどが定められています。日化協は、法令遵守に留まらない広い意味でのコンプライアンスの観点から、イエローカードの活用を推奨し推進しています。

商法第572条（危険物に関する通知義務）、毒物及び劇物取締法第十六条（運搬等についての技術上の基準等）及び同法施行令第四十条の五（運搬方法）、同令第四十条の六（荷送人の通知義務）、高圧ガス保安法第二十三条（移動）及び一般高圧ガス保安規則第四十九条（車両に固定した容器による移動に係る技術

上の基準等）、液化石油ガス保安規則第四十八条（車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等）などに、危険有害物輸送時の通知義務や技術上の基準等が示されている。これらの法令にイエローカードという言葉が出てくることはないが、平成8年5月13日厚生省薬務局安全課長発出の通知（薬安第55号）や平成7年11月13日消防庁危険物規制課長発出の通知（消防危第153号）などには、イエローカードの活用を促す旨の記述を見ることができる。

ここまで法的根拠になり得るものを紹介したが、イエローカードの本来の目的は陸上における物流安全を実現することであり、単に法遵守の確保を目的としたものではないと考えている。コンプライアンスが企業活動において欠くことのできない重要な価値として認知されて久しいが、当初は「法令遵守」と訳されていたものの、昨今ではより広い意味で捉え取り組んでいる企業が多いのではないだろうか。一例として筆者の現在の勤務先のHPIには以下のように書かれている^[8]。〈当社グループは、「コンプライアンス」という言葉を“法令遵守”にとどまらず、企業倫理や社会の一般的ルールの遵守までを含めたより広い意味で捉えています。そして、社会からの信頼に応える企業であり続けるために、コンプライアンスを経営上の最優先事項の一つと位置づけ、コンプライアンス文化の醸成のための取り組みを行っています。〉

これまでのお問い合わせへの対応では、法的根拠についてわかる範囲で説明した上で、レスポンシブル・ケアの考え方にもつながる「法令遵守」に留まらない広い意味でのコンプライアンスの観点からイエローカードの活用をお願いしてきた。「法的根拠が曖昧で無責任だ」「イエローカードの要否の線引きができないではないか」などのお叱りを電話口で数多く受けたが、残念ながらこの視座視点を変えることはできない。今一度、イエローカードを活用される各社にとってのコンプライアンスとは？を確認していただきたい。

Q:イエローカードは日化協で売っていますか？

A:日化協では売っていません。日化協のHPから日化協推薦書式をダウンロードすることができますので、基本的には荷送人（荷主）が責任を持って作成し、運送人に交付していただきます。

毎年行われる〈移動タンク貯蔵所等の立入検査〉の時期にこのお問い合わせが多いが、前述の通り荷送人（荷主）の通知義務や書面交付の義務を果たすためにも、イエローカードは荷送人が作成することが基本となる。このことは、輸送される危険有害物の特性や輸送上の注意事項、そして緊急時応急措置について詳細を知るのは荷送人と考えられることとも矛盾しない。作成にあたり日化協推薦書式は、日化協のHPからダウンロードできるので活用していただきたい^[3]。

イエローカードを作成する際には、安全データシート（SDS）を活用することが可能であり、推薦書式における記載項目とSDSの記載16項目の関係は、下記表1の通りである。

表1 イエローカード記載項目とSDS記載項目の関係

イエローカード記載項目	SDS 記載項目
品名	1. 化学品及び会社情報
	3. 組成及び成分情報
国連番号	14. 輸送上の注意
該当法規	15. 適用法令
危険有害性	2. 危険有害性の要約
	5. 火災時の措置
	6. 漏出時の措置
	9. 物理的及び化学的性質
事故発生時の応急措置	10. 安定性及び反応性
	5. 火災時の措置
	6. 漏出時の措置
災害拡大防止措置	2. 危険有害性の要約
	4. 応急措置
	5. 火災時の措置
	6. 漏出時の措置
	10. 安定性及び反応性

Q:イエローカード交付はSDS交付に代えることはできますか？

A:イエローカードは、緊急時に危険有害物を輸送するドライバーさんや消防・警察など関係機関が活用することを前提としています。SDSでは情報の網羅性はあっても緊急時に活用することは難しいと考えられますので、別途イエローカードの準備をお願いします。

イエローカードは事故などの緊急時に活用されることを前提にしている。緊急時に使えること、これはイエローカードのあり方を考える際に最も重要なポイントである。移動タンク貯蔵所における危険物の移送を

除き、危険有害物を輸送するドライバーさんは化学品については馴染みが薄いと考え対応を思慮すべきである。そうすればSDSがイエローカードに代わるものになり得るか、答えは自ずと明らかであろう。そして、イエローカードの記載内容、表現方法についても、学術的正確性などを徒に求めるのではなく、緊急時にドライバーさんが使えるように平易な言葉、表現を心掛けていただきたい。重要なことを大きな文字で、太字で、色を付けて、といった濃淡をつける工夫があっても、それが緊急時に使えることを目的としている限り大歓迎である。繰り返しになるがイエローカードを作成する際には、ドライバーさんが緊急時に見ている姿を想像し、それを常に念頭に置いていただきたい。

Q:物流のデジタルトランスフォーメーション（DX）を検討しています。イエローカードを紙ではなくタブレット、スマートフォンで見る形に代えることはできますか？

A:法令で書面の交付や携行を求められているものについては、電子データが書面に代わるものであるかについて行政機関への確認をお願いします。また、消防法上の危険物が漏出した場合などは、防爆性能を持った電子機器を使用する必要があると思われるので、こちらも行政機関への確認をお願いします。そして、イエローカードは、緊急時に危険有害物を輸送するドライバーさんや消防・警察など関係機関が活用することを前提としていることから、今のところ日化協としてはイエローカードをタブレット等で見る形は推奨していません。

DXという大きな流れの中で、物流についても今後多くのデジタル技術が活用されていくことが期待される。前述の通りイエローカードの作成については、基となる情報の多くがSDSの中にあることから、それらを引用する形で基本的な内容のイエローカードを自動的に作成する技術を是非開発していただきたい。そして、機械的に作られたイエローカードの内容に、重要性に応じて荷主の立場で濃淡をつけることで緊急時に使えるイエローカードが完成するはずである。その濃淡のつけ方をAIが学べば、作成を完全自動化できる日も近いかもしれない。

一方で、紙のイエローカードをタブレット、スマート

フォンに置き換えることについては、現在のところ推奨していない。上記の通り、法令の要求に応えられるかという問題に加えて、繰り返しになるがイエローカードが緊急時に活用されることを考えた場合、タブレット等が誰にでも円滑に操作されるかどうか懸念すべきと考えるからである。警察、消防などの関係機関に提供するために複数枚のイエローカードを携行する運送業者もあると聞いているが、タブレット等でどのようにして情報共有に対応すべきなのか、やはり課題は多い。

DXという大きな流れに掉さず形で、物流についても、そしてイエローカードについても今後のデジタル化による課題解決に期待したい。ただその際には、デジタル化すること自体が目的とならないように、そしてイエローカードの本来の目的である緊急時のドライバーさんへの迅速的確な情報提供がより高いレベルで達成できることを是非目指していただきたい。

ここまでFAQ（よくあるお問い合わせ）に答える形で、イエローカードの作成や運用における重要なポイントをまとめた。この3年間、沢山の方からのお問い合わせに対応することがイエローカードについて広く学び深く考える契機になったと考えている。今後も日化協のHP^[3]をご参照いただき、イエローカードについて疑問点等があればお問い合わせいただきたい。

5 おわりに

イエローカードの目的は、危険有害物の国内陸上輸送における事故時に、緊急応急処置の情報を提供することである。では、その目的・使命を果たす機会はいくらあるのか。第2章で危険有害物に関わる輸送中の事故の数を示したが、輸送に関わる車両の数に対して事故の数は当然のことながら非常に少ない。つまり、作成されたイエローカードが事故時に役立つ機会は、非常に少ないとも言えるのである。勿論、平成9年8月5日に静岡県菊川町の東名高速道路において発生した大型タンクローリー横転事故のように、1件の事故で東名高速道路が最大15時間閉鎖されたような事例もあり^[9]、件数の多寡のみで議論すべきではないものの、作成されたイエローカードが殆ど緊急時に遭遇しないのは事実であろう。

危機管理について、まだ起きていない事態に備え対策する事前対策をリスクマネジメントと呼び、すで

に起きてしまった事態に対応する事後対応をクライシスマネジメントと呼ぶ場合がある。イエローカードは、事故時の緊急応急措置の情報を提供するものであり、クライシスマネジメントに対応するものということになるが、本当に役割はそれだけなのだろうか。

私は、イエローカードは事前対策のリスクマネジメントの道具、つまり「転ばぬ先の杖」であり、「備えあれば憂いなし」につながっていると考えている。荷送人（荷主）がイエローカードを丁寧に作成することで、危険性有害性の再確認につながり、そしてそれが輸送安全に必要な情報の提供へとつながっていく。運送人は、提供されたイエローカードの内容から運ぶものの危険性有害性を把握することができ、それが安全運転へとつながっていく。このような形で、イエローカードは緊急時だけでなく輸送の準備段階で、そして実際に輸送されている際に安全輸送実現のための重要な役割を果たしているのではないだろうか。今後もイエローカードが危険物の物流安全に貢献することを願っている。

引用文献

- [1] 社団法人 日本化学工業協会「初版 物流安全管理指針」平成7年3月発行
- [2] 一般社団法人 日本化学工業協会ホームページ「レスポンシブル・ケアとは」（2024年8月20日閲覧）
https://www.nikkakyo.org/work/responsible_care/436.html
- [3] 一般社団法人 日本化学工業協会ホームページ「物流安全(危険物輸送)」（2024年8月20日閲覧）
<https://www.nikkakyo.org/basic/page/5865.html>
- [4] 消防庁危険物保安室「令和5年中の都道府県別の危険物に係る事故の発生状況等について（通知）」（消防危第155号 令和6年5月27日）など
- [5] 厚生労働省ホームページ「毒物劇物の安全対策」毒物または劇物の流出・漏洩事故詳報（2024年8月20日閲覧）
<https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html>
- [6] 特定民間法人 高圧ガス保安協会ホームページ「事故事例データベース」（2024年8月20日閲覧）
https://www.khk.or.jp/public_information/incident_investigation/hpg_incident/incident_db.html
- [7] 消防庁危険物保安室「移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果について」（消防危第26号 令和6年2月14日）など
- [8] 三菱ケミカルグループ株式会社ホームページ「コンプライアンス」（2024年8月20日閲覧）
<https://www.mcgc.com/group/compliance.html>
- [9] 国土交通省「事業用自動車に係る総合的な安全対策（第1編 事故データ編）」p35.（2024年8月20日閲覧）
<https://www.mlit.go.jp/common/000028167.pdf>

「令和6年度危険物安全週間」 推進行事実施結果について

消防庁危険物保安室

はじめに

危険物は、私たちの生活の中でガソリン、灯油、軽油などの燃料や、塗料、プラスチック、化学繊維などの原料として幅広く利用されており、必要不可欠なものです。しかし、ひとたび取扱いを誤ると火災や爆発などが発生し、多くの生命や財産を瞬で奪ってしまうおそれがあるだけでなく、流出によって起こる水質・土壌汚染などにより、地域社会や自然界に深刻な影響を与えることになるため、その安全確保は極めて重要です。

令和5年中の危険物施設における事故発生件数は711件で、昨年に比べ70件増加し、平成元年以降最多となりました。火災の事故原因は、維持管理や操作確認が不十分であることなどの人的要因によるものが多く、流出事故の原因では、設備の腐食疲労等劣化などの物的要因によるものが多くなっています。

これらの事故を未然に防止するためには、関係事業所や関係団体によるソフト・ハード両面の自主的な取組が不可欠です。

このようなことから、消防庁では平成2年度から毎年6月の第2週（令和6年度は6月2日（日）から8日（土）までの7日間）を「危険物安全週間」とし、危険物関係事業所をはじめ広く国民のみなさまに対して、危険物の保安の確保を呼びかけることにより、危険物に関する事故の未然防止に努めています。

消防庁、危険物安全週間推進協議会、各都道府県及び全国の消防本部において様々な取組が行われました。ここではその取組の一部について紹介します。

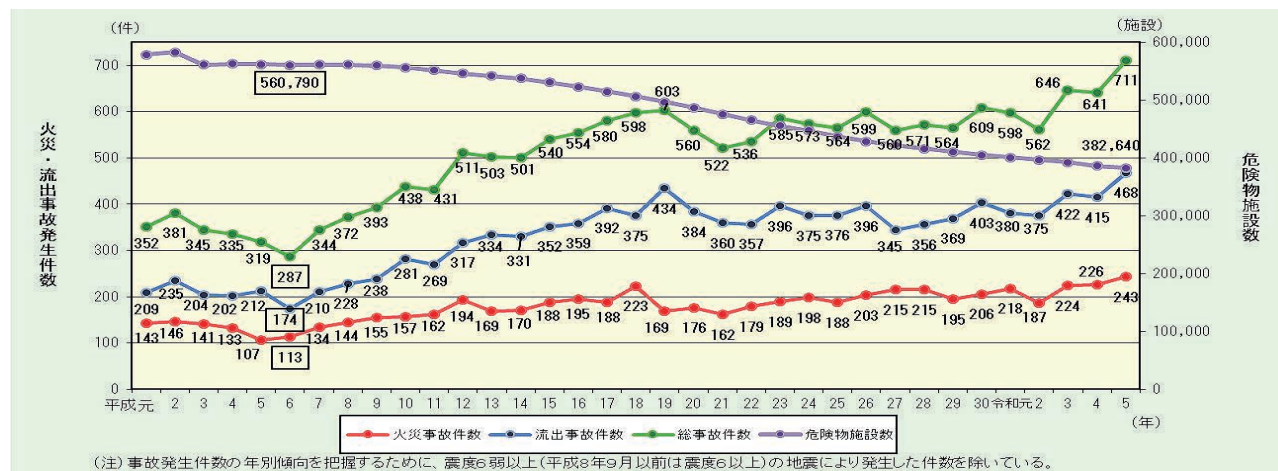
1 消防庁及び危険物安全週間推進協議会による取組

(1) 消防庁長官表彰

令和6年6月3日（月）にニッショーホール（東京都港区）において危険物保安功労者等消防庁長官表彰式を行いました。

表彰式では、長年にわたり危険物関係事業所や危険物関係機関等において危険物の安全管理の推進に努めてこられた31名と3団体が危険物保安功労者として、また、危険物の保安に対する取組が特に優れていると認められた30事業所が優良危険物関係事業

図：危険物事故件数の推移



所として、それぞれ原消防庁長官（当時）から表彰されました。

また、秋田県在住の青木 佑氏が危険物安全週間推進標語で消防庁長官賞を受賞されました。全国から寄せられた10,003点の応募作品の中から選ばれた「次世代へ つなごう無事故と 青い地球」は、本年度の危険物安全週間推進標語として、危険物安全週間の様々な広報活動等に使用されました。

さらに、今回で23回目の募集となる危険物事故防止対策論文では、堺市消防局危険物保安課の大野山翔二氏と堺市消防局西消防署の阪口 勝氏による「特定屋外貯蔵タンクの破損事故からの提言～Fault Tree Analysis (FTA) による事故原因究明のすすめ～」が消防庁長官賞を受賞されました。

(2) 危険物安全週間推進ポスターの作成

危険物安全週間に先駆けて、日本人初の国際宇宙ステーション（ISS）船外活動や、3種類の宇宙船搭乗などのギネス世界記録を持つ野口 聡一さんをモデルに、危険物安全週間推進標語を刷り込んだポスターを作成し、全国のガソリンスタンド等の危険物施設や消防本部等の関係機関に配布しました。



消防庁／都道府県／市町村／全国消防長会／一般財団法人全国危険物安全協会

（令和6年度危険物安全週間推進ポスター）

2 各消防本部による取組

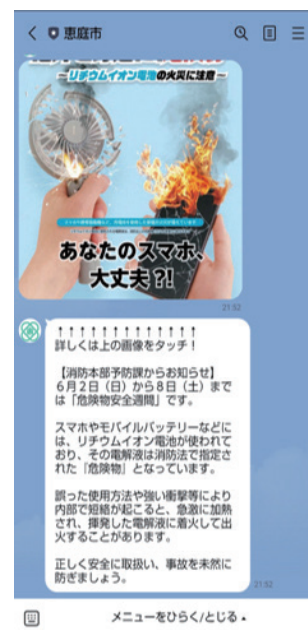
(1) 北海道 恵庭市消防本部

恵庭市消防本部では、危険物安全週間に恵庭市公式LINEアカウント（以下「市公式LINE」という。）を活用した広報啓発活動を実施しました。

身近な危険物としては今日、誰もが使用するスマートフォンやモバイルバッテリーなどの電子機器に搭載されたリチウムイオン電池があります。リチウムイオン電池に関連する火災はニュースで度々取り上げられており、今後の火災事故を減らすことを目的に注意喚起や誤った使用方法を防ぐための広報活動を行いました。

従来、広報啓発内容の掲載を市ホームページ等でも行っていますが、より直接的に広報活動を行えるように市公式LINEを活用し、注意喚起メッセージと市ホームページへのリンクを一斉に送信しました。

現在、市公式LINEに友だち登録している人は10,000人以上になり、開けば必ず目に留まるものなので情報に触れやすく、幅広く周知できることから広報媒体としては効果的なものと感じました。



提供：恵庭市消防本部

(2) 宮城県 塩釜地区消防事務組合消防本部

塩釜地区消防事務組合消防本部では、幼児期から高校生までを対象とした様々な防火防災啓発活動を、令和6年4月から「防火チャイルド運動」と称して展開しています。

今年度の危険物安全週間では、「給油取扱所での誤給油と静電気による事故防止」を呼びかけるオリジナルリーフレットを新たに作成し、今後運転免許証を取得して自動車の運転と給油行為を行うであろう高校三年生に対し、管内高等学校の協力を得て配布しました。



《高校三年生への配布状況》



《オリジナルリーフレット》

提供：塩釜地区消防事務組合消防本部

(3) 熊本県 有明広域行政事務組合消防本部

有明広域行政事務組合消防本部では、令和6年度危険物安全週間期間中である6月6日（木）に、荒尾市の危険物施設として設置された蓄電池設備（一般取扱所）で火災対応訓練を実施しました。

この訓練は、今年3月27日に鹿児島県の太陽光発電所で火災が発生し、対応に当たった消防隊員4名が爆発で負傷した事故を受け、当消防本部管内で初めて実施したものです。

内容としては、まず荒尾消防署講堂にて蓄電池設備メーカーによる講義を受け、リチウムイオン電池の安全性や発熱リスク、緊急時の現場対応手順を学ぶことができました。

講義後は蓄電池設備設置場所へ移動し、実際に蓄電池設備から火災が発生した想定で訓練を実施しました。現場活動での蓄電池設備の特徴や火災発生時の手順、消火活動の注意点などを蓄電池設備関係企業と共に確認し活動することができました。

今後も機会を捉えて危険物施設保有企業と合同訓練を行い、多様化する災害へ対応していきます。



提供：有明広域行政事務組合消防本部

おわりに

危険物施設等における事故は、依然として高い水準で推移しています。今後も継続的に危険物の保安に対する意識の高揚と啓発を図り、各事業所における自主保安体制の強化を呼びかけることが重要です。

引き続き消防本部をはじめとする各関係機関におかれましては、他の機関の取組を参考に創意工夫を重ね、危険物安全週間等を通じて、より効果的かつ効率的な危険物の事故防止対策を推進していただきますようお願い申し上げます。



リチウムイオン電池搭載製品の出火危険について

東京消防庁予防部調査課

1 はじめに

リチウムイオン電池は、大容量、高出力、軽量という特徴から急速に普及し、スマートフォン、タブレット端末やモバイルバッテリーなど、私たちの日常生活の中で身近になっています。そのため、リチウムイオン電池を搭載した製品から出火する火災も年々多く発生しています。

ここでは東京消防庁管内の火災発生状況と火災事例を紹介し、リチウムイオン電池搭載製品からの火災

を防ぐためのポイントをみていきます。

2 リチウムイオン電池関連火災の状況

(1) 近年の火災発生状況

令和5年中の発生状況をみると、167件（速報値、以下同じ）発生し、過去最多となっています。発生した建物火災の約15%が部分焼以上の延焼火災に拡大し、焼損床面積は令和3年に次ぐ2番目に大きい数値となっています（表参照）。

表 リチウムイオン電池関連火災状況（最近10年間）

年 別	火 災 件 数							損 害 状 況				
	合 計	建 物					車 両	そ の 他	焼 損 床 面 積 (㎡)	焼 損 表 面 積 (㎡)	死 者	負 傷 者
		小 計	全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や						
26年	19	18	-	-	3	15	-	1	11	6	-	6
27年	26	21	-	-	3	18	3	1	2	53	-	3
28年	55	48	-	-	6	42	2	2	77	40	-	22
29年	56	47	-	-	5	42	7	5	32	41	-	4
30年	82	69	-	1	4	64	6	7	74	40	-	10
元年	102	95	1	1	11	82	2	5	400	257	-	12
2年	104	93	-	2	11	80	5	6	200	195	-	22
3年	141	124	5	5	16	98	6	11	860	289	-	30
4年	150	124	4	-	17	103	10	16	513	109	1	42
5年	167	151	1	1	23	126	2	14	811	119	-	14

注1 リチウムイオン電池関連火災とは、リチウムイオン電池を搭載した製品（差込みプラグ及び器具コードを除く）から出火した火災をいう。

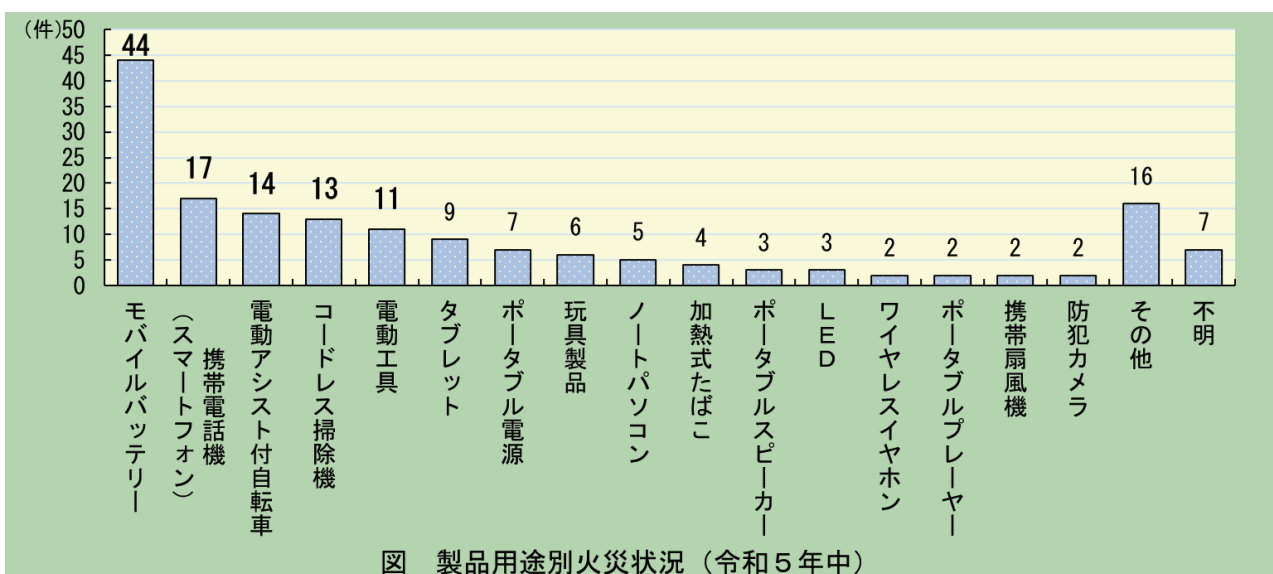
注2 リチウムイオン電池関連火災には、ごみ回収中のごみ収集車から出火した火災及びごみ処理関連施設（業態が一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業）から出火した火災を除く。

(2) 製品用途別の火災状況

令和5年中に出火した製品は少なくとも32種類あり、モバイルバッテリーから出火した火災が44件と

最多で、次にスマートフォンが17件、電動アシスト付自転車が14件、コードレス掃除機が13件、電動工具が11件などとなっています（図参照）。

図 製品用途別火災状況（令和5年中）



※その他の内訳は、非接触型体温測定器、センサー式手指消毒器、CO₂濃度測定器、水素水生成器、掃除用電動ブラシ、ハンディターミナル、ビデオカメラ、カラオケマイク、電動グラスホルダー、電気あんま器、健康器具、ドローン用バッテリー、電動車いす用バッテリー、自動車用バッテリー、電気自動車、電気バイク各1件を含みます。

3 火災事例の紹介

(1) 運行中の電車内でモバイルバッテリーから出火した火災

乗客の鞆の中に入っていたモバイルバッテリーが何らかの要因により短絡し出火しています。

運行中の電車内で乗客が所持していた鞆の中から

勢いよく煙が出ているのを発見しています。火災に気が付いた他の乗客が初期消火と110番通報を実施しています。

駅員が駅に停車した電車内の乗客と駅構内にいた利用客を避難誘導しています。



電車内の焼損状況



モバイルバッテリーの焼損状況

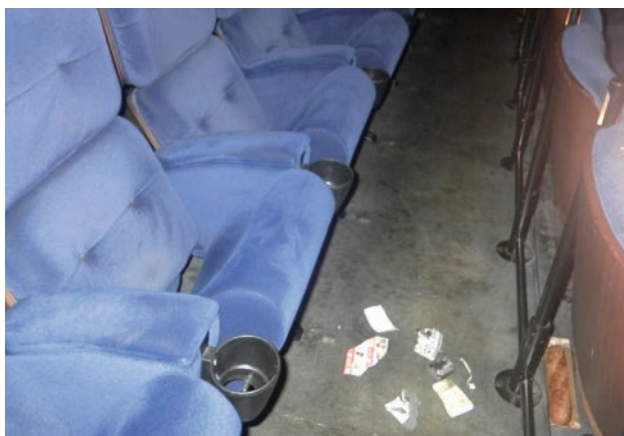
(2) 上映中の映画館でモバイルバッテリーから出火した火災

シアター内で映画鑑賞中の観客が所持していたリュックの中のモバイルバッテリーが何らかの要因により出火しています。

観客が映画鑑賞中に所持していたリュックが熱く

なったため中を確認すると、スマートフォンを充電していたモバイルバッテリーから煙が出ているのを発見しています。

映画館の従業員は、観客が「煙が出ている」などと騒いでいるのが聞こえ、焦げ臭いにおいもしたため、観客を避難誘導しています。



シアター内の焼損状況



モバイルバッテリーの焼損状況

4 火災を防ぐために

火災を防ぐためには、使用する前に取扱説明書をよく確認し、製造事業者が指定する充電器やバッテリーを使用しましょう。製造事業者の製品の欠陥により製品から突然出火する火災も発生していますので、

膨張、充電できないなど製品の異常を感じたら使用をやめ、製造事業者や販売店に相談をしましょう。

万が一発火した時には、電池から煙や火花の飛び散っているときには近寄らず、火花が収まってから消火器や大量の水で消火するとともに119番通報しましょう。

- 1 使用する前に取扱説明書をよく確認する。
- 2 衝撃を与えないよう適切に取り扱い、むやみに分解しない。
- 3 製造事業者が指定する充電器やバッテリーを使用する。
- 4 充電する際は整理整頓された場所や不燃性のケースなどに入れて充電をする。
- 5 充電器の接続部が合致するからといって、充電電圧を確認せずに使用しない。
- 6 膨張、充電できない、バッテリーの減りが早くなった、充電中に熱くなるなどの異常がある場合は使用をやめ、製造事業者や販売店に相談する。
- 7 製造事業者の問合せ先の記載がない製品や販売店や製造事業者の連絡先に電話が繋がらない製品もあるので、製品を購入する際には慎重に検討する。
- 8 熱のこもりやすい鞆の中などでの使用を控える。
- 9 万が一の被害に備えて不燃性のケースなどに収納する。
- 10 処分する際は、製品の取扱説明書をよく確認する。
- 11 不用品を処分する際は、地域のごみ回収方法をよく確認する。

○ リチウムイオン電池搭載製品の出火危険
https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/topics/lithium_bt/index.html



○ 一般社団法人 JBRC ホームページ
<https://www.jbrc.com/>



○ 誤ったごみの分別により火災が発生！
<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/topics/gomi/gomi.html>



○ 一般財団法人全国危険物安全協会注意喚起リーフレット
意外と身近に、危険物～リチウムイオン電池の火災に注意～
<https://www.zenkikyo.or.jp/leaflet/>



投稿等について、詳しくは、当協会ホームページから「危険物と保安」2024年春号の「全危協ニュース」をご覧ください！

【記事募集及び表紙写真募集についてのお問合せ先】

全国危険物安全協会 総務部総務課 広報誌担当

TEL：03-5962-8922（総務課）

岩手県における当連合会の取り組みについて

一般社団法人 岩手県危険物安全協会連合会

1. はじめに

岩手県は、日本の都道府県の中で北海道に次いで2番目に広い面積を持ち、内陸部の大部分は山岳丘陵地帯で、沿岸部は海岸段丘、リアス式海岸が発達しています。

県庁所在地である盛岡市は、中心市街地を北上川、雫石川、中津川が流れ、杜と水の都とも称され、歴史的な建物やコーヒー店、ジャズ喫茶などの文化が根付く街として評価され、ニューヨーク・タイムズ紙「2023年行くべき52カ所」に選ばれております。

また、詩人・童話作家の宮沢賢治のふるさと・花巻市や柳田國男の遠野物語で有名な民話の里・遠野市、テレビドラマのモデルとなった北限のあま・久慈市、東北地方の政治・文化の中心であった世界遺産の平泉町、近代製鉄発祥地の釜石市など、文化や産業を牽引し特徴ある町が点在しております。

今年は、中尊寺「金色堂」建立900年の節目を迎え、奥州藤原氏の「浄仏国土」の心の願いが発信されております。

わんこそば、盛岡冷麺、盛岡じゃじゃ麺の「いわて三大麺」も有名ですので、是非一度岩手に足をお運びください。

2. 岩手県危険物安全協会連合会の沿革

当連合会は、昭和35年9月24日に13地区協会の連合体組織として、危険物関係の安全を推進する団体が発足いたしました。

平成25年12月6日には、組織の拡充と強化を図るため法人格を取得し「一般社団法人岩手県危険物安全協会連合会」として新たなスタートを切り現在に至っており、正会員10地区協会と連携し危険物の安全思想の普及啓発のため活動しております。

3. 当連合会の主な事業

○危険物取扱者試験準備講習の実施

乙種第4類及び丙種受験者を対象に年4回実施しております。受講者は年々減少傾向で年間280人前後となっており、受講者確保のためにチラシやポスターの作成など工夫しながら講習会が継続できるよう取り組んでいるところです。

○危険物取扱者保安講習の実施

平成25年の法人化により本業務への入札参加資格を得たことにより、翌年の平成26年度から委託を受け業務を担当しております。

受講者は毎年2,600人前後で推移しており、令和4年度からはオンライン講習と対面講習を併用し実施しております。

○岩手県危険物安全推進大会の開催

危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することを目的に、危険物安全週間推進事業の一環として平成5年から岩手県と共催で開催しております。この大会は、危険物保安功労者表彰、全国表彰者披露、記念講演、事故防止講話、安全宣言という内容で行っており、危険物協会員、消防職員など約130人が参加しております。

○機関紙発行及び広報について

機関紙「危険物情報」を年4回発行し、会員に対して危険物に関する情報を提供するとともに、ホームページにおいて組織概要・取り組みなどの紹介及び危険物に関する情報を提供しております。

4. おわりに

再生可能エネルギーへの転換など、世界的なエネルギー政策の変化による影響や危険物施設の減少など課題が多く、当連合会の組織運営にも影響を及ぼすことが予想されますが、これらの課題に向き合いながら、危険物の安全を担う団体として「危険物施設の事故防止及びの安全管理体制の確立」に寄与できるよう、全危協はじめ各都道府県危連、各地区協会、関係機関と連携を密にし、事業の充実に取り組んで参ります。



八幡平ドラゴンアイ（鏡沼）

（雪解けの際に竜の目に見えることから名付けられました。提供：滝沢市在住・畠山昇氏）

滋賀県における連合会の取組みについて

一般社団法人 滋賀県防火保安協会連合会

1. はじめに

滋賀県は、日本列島のほぼ真ん中にあり、その中央には県土の6分の1を占める日本最大の湖「琵琶湖」があります。悠々と水をたたえる琵琶湖の周囲には緑豊かな山々や田園風景が広がり、水と緑の豊かな自然にふれ合うことができます。

また滋賀県は、古くは近江と呼ばれ、京の都に隣接していたことから東海道や中山道などの街道が敷かれ、近代になって名神高速道路などの高速道路や幹線道路が整備されました。こうした道路網と豊富な琵琶湖の水を活用して製造業の集積が進み、今では県内総生産に占める第2次産業の割合は全国1位となっています。

2. (一社) 滋賀県防火保安協会連合会の沿革

当連合会は、昭和49年7月に県下防火保安協会、危険物保安協会により開催された「防火のつどい」を契機に、翌昭和50年2月10日に前身の滋賀県防火・危険物保安協会連絡協議会として発足しました。その後、昭和56年4月に滋賀県防火保安協会連合会と改称、平成元年2月に法人組織として社団法人滋賀県防火保安協会連合会を発足、平成24年には一般社団法人へと移行し、現在に至っています。来年(令和7年)、当連合会は設立50年を迎えることとなります。

3. 連合会の主な事業

(1) 危険物取扱者保安講習

例年、2,400名ほどが受講されています。令和3年度からオンライン保安講習を始めました。令和3年度のオンライン受講者は少なかったのですが、以降、年400名前後の皆様にご受講いただいています。

コロナ禍においては、感染拡大を防止するため講習会場をできる限り収容人数の大きい会場に変更し、受講者が間隔を空けて受講していただけるようにしました。コロナ禍が明けた現在も引き続き大きめの会場を用意するなど、受講者ができるだけ快適に受講していただけるよう配慮しているところです。

(2) 防火意識高揚推進大会

毎年6月の「危険物安全週間」の協賛行事として開催しています。この大会には、各地区協会会長や消防本部消防長、表彰受賞者など200名余りが参加し、防火保安功労者や優良事業所への表彰、危険物災害の防止に関連するテーマの記念講演など、大会を通して危険物の保安に関する意識の高揚・啓発を進めております。

4. 地区協会の取り組み

県内には8つの地区協会があり、危険物取扱者試験準備講習などの各種講習や研修会、広報誌の発行などの事業を展開することにより、地域の危険物事故防止と安心安全の確保に取り組んでいます。

連合会は、地区協会が実施する危険物災害防止の普及啓発や講習会の受講促進の取り組みなどに対して一定の支援をさせていただいているところです。

5. おわりに

滋賀県内の危険物施設の状況を見ますと、全国と同様、施設数は年々減少していますが、一方で危険物施設における事故発生件数は変わらない状況にあります。こうしたことを踏まえ、全国危険物安全協会や各府県協会、地区協会などの防災関係機関や県とも連携を図りながら、防火思想及び危険物災害防止の普及啓発にしっかり取り組んでまいりたいと考えています。

今後ともご支援・ご協力をお願い申し上げます。



石山寺多宝塔(秋) (提供: びわこビジターズビューロー)

——令和5年度消防庁長官優良危険物関係事業所表彰受賞——

真丸特殊紙業株式会社 江南工場（本社工場）

取り扱う危険物の特性を理解し 事業所環境に合った対策を

1. 事業紹介

弊社は包装用資材を取り扱う会社として1972年に設立し、1986年に現在の工場を愛知県江南市に建設しました。製造工程の中にフィルムへの印刷をする工程（グラビア印刷）やフィルム同士を貼り合わせるラミネート工程（ドライラミネート）があり、これらの工程でインクや接着剤などの危険物を取り扱っています。工場創設以来38年間、大きな事故も無く現在まで至りましたこの工場の取り組みをご紹介します。

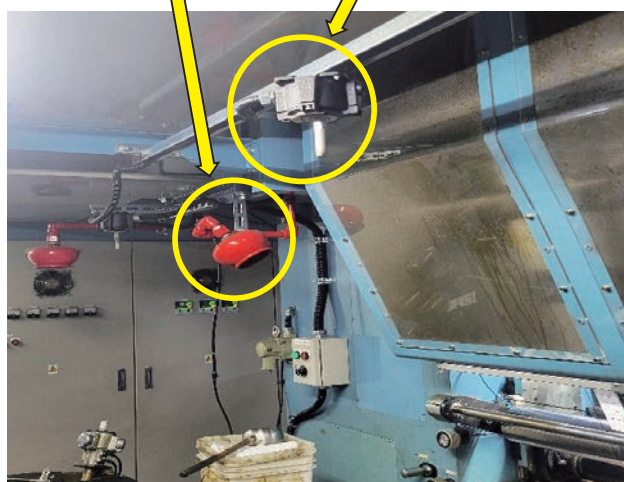


2. 独自の消火設備

危険物取扱所での火災は一度延焼すれば手が付けられなくなります。弊社では工場の設立当初から危険物取扱所で発生する火災は「初期消火が最も重要である」という教育をしてまいりました。また、印刷工場の消火設備はどのようなものが効果的かを常に考え、出た答えが機械に自動消火装置を設置することでした。以前は火災を発見した人が消火器を取りに行ってから消火作業だったのを、人が居ても居なくても熱を検知した消火装置が自動で消火します。弊社がこの装置を設置した時期（2017年）にはこのような装置は無かったので、独自で開発したものを今に至るまで使用していますが、近年では数社が同様の仕組みの物を商品化しているようです。

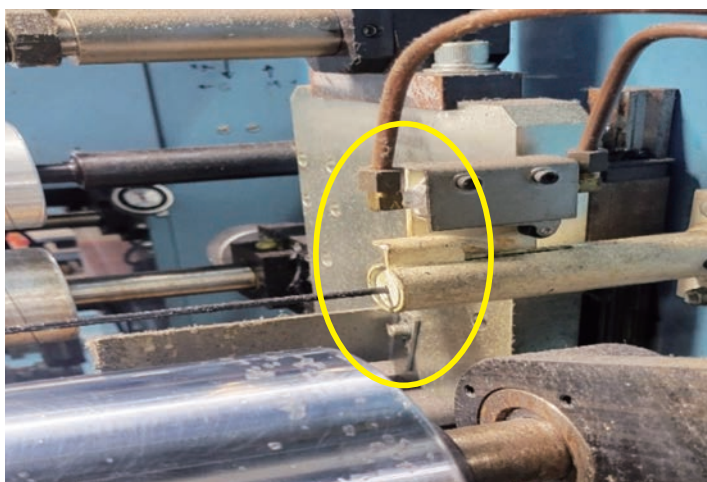
【作業スペースに設置】

消火剤の噴出口 熱感知器



【危険物の真上に設置】





※より速く検知するために

危険物を取り扱う場所に設置されている熱感知器は危険物まで1m前後の距離があり、火災が発生し炎が一定程度大きくなってからの消火になるため、より速く検知できるよう、熱感知器と併用して危険物の真上30cmの位置にビニール製のロープ（写真丸の部分）を張り、炎でロープが切れると消火剤噴射の起動スイッチが入る仕組みのものも設置しました。

3. 火は消す努力の前に発生させない工夫 —●

近年、グラビア印刷業界で発生した火災で最も多い出火原因は、静電気によるものです。静電気によって起こるスパークが何処で発生するかを予測することが非常に困難なためだと思います。弊社の工場では除電に力を入れてきました。静電気の発生場所は大きく3つあります。帯電した材料が通る機械内、帯電した危険物を取り扱うスペース、作業中に帯電する人です。それぞれをこまめに除電することで効果が得られると思います。その取り組みの一部について紹介します。

- ・印刷やラミネートで使用する大型機械には除電能力が高い除電器（イオナイザ）を数カ所に設置しています。帯電しているものはプラスとマイナスのバランスが崩れた状態になっています。イオナイザはプラスとマイナスのイオンによりバランスが

良い状態に変えることで除電します。

- ・危険物を取り扱うスペースの対策として、アースが繋がれた銅板を設置し、危険物はこの銅板に置くようにしています。
- ・作業従事者は帯電しにくい服装の着用はもちろんのこと、作業の合間に作業スペースの至る所に設置した除電シートに触れ、除電しています。出入り口にはアースを繋いだ除電ロープを垂らし、出入りする際にも除電するようにしています。

4. おわりに —●

これまでの取り組みは火災に軸足を置いてまいりましたが、この度の表彰を期にその他の災害にも目を向け、社会に貢献できるよう一層の努力をしていきます。

除電器（イオナイザ）



アースを繋いだ銅板



出入口の除電ロープ



令和7年度危険物安全週間推進ポスターモデルの選考について

令和7年度の危険物安全週間推進ポスターの作成にあたり、7月30日に「危険物安全週間推進ポスターモデル選考委員会」を開催しました。

秋草学園短期大学学長の北野委員を委員長とし、モデルについては、広く国民に理解を得られ、注目度が高くPR効果が得られる人を起用するという観点から審議が行われ、候補者数名を決定しました。

その後の交渉により、7年度のポスターモデルは、世界スーパーバンタム級4団体統一王者、史上2人目の2階級4団体統一を果たすなどの戦績を残し続けているプロボクサーの井上尚弥さんに内定しました。



令和7年度危険物安全週間推進ポスターモデル
井上 尚弥 さん

委員名簿

(五十音順)

(一社)日本損害保険協会専務理事	大知 久一 委員
総務省消防庁危険物保安室長	加藤 晃一 委員
秋草学園短期大学学長	北野 大 委員
都道府県消防防災・危機管理部局長会会長	添谷 進 委員
全国消防長会事務総長	鳴田 謙二 委員
(一財)全国危険物安全協会理事長	兵谷 芳康 委員
千葉商科大学教授	宮崎 緑 委員



北野委員長



委員会の様子

人事異動

○(一財)全国危険物安全協会

〔退任〕

令和6年6月27日付

西川 一也 監事

〔就任〕

令和6年6月27日付

大庭 大 監事

○消防庁幹部

〔退任〕

令和6年7月5日付

原 邦 彰 消防庁長官

令和6年7月18日付

五味 裕 一 消防庁次長

〔就任〕

令和6年7月5日付

池田 達 雄 消防庁長官

令和6年7月19日付

田辺 康 彦 消防庁次長

消防試験研究センターからのお知らせ

危険物取扱者試験は、全て電子申請ができるようになりました！

これまで、甲種危険物取扱者試験などは書面による申込みをお願いしてきましたが、令和6年7月1日から、全ての種類の危険物取扱者試験でパソコン・スマホから申込みすることができるようになりました。

どうぞご利用下さい。

【いつでも、簡単、便利な電子申請】

- ☒ご自宅からパソコン、スマホですぐに申込みできます。
- ☒受付期間中は24時間申込みができます（システムメンテナンス中を除きます。）。
- ☒証明書類は、申請画面からアップロードできます。
- ☒試験手数料は、クレジットカード、コンビニ決済、ペイジーでお支払いできます。

※受験票は、ご自身でプリントアウトして試験当日にご持参をお願いします。

※詳しくは（一財）消防試験研究センターのホームページをご覧ください。

お問い合わせは

（一財）消防試験研究センター

各道府県支部（東京都の場合は中央試験センター）



令和7年度 危険物安全週間 推進標語の募集

危険物の保安に対する意識の高揚と啓発を推進するため、毎年6月の第2週は危険物安全週間とされています。

この週間の行事を推進するため、危険物災害の防止と危険物の貯蔵・取扱いの安全を呼びかける標語を募集します。

なお、最優秀作は危険物安全週間推進ポスターに活用する予定です。

令和7年度のポスターモデルは、世界スーパーバンタム級4団体統一王者、史上2人目の2階級4団体統一を果たすなどの戦績を残し続けているプロボクサーの井上尚弥選手を予定しています。



井上尚弥選手
(大橋ボクシングジム所属)

応募方法

- Webによるものとします。
 - ・複数応募可能ですが、1送信につき標語1点とします。
 - ・Web以外での応募や入力事項に不備がある場合は無効とします。
URL <https://www.zenkikyo.or.jp>
(パソコン、スマートフォン、タブレット、携帯電話から応募可能です。)
 - ・応募作品は未発表のものに限ります。



応募資格

どなたでも応募できます。

締切

令和6年12月9日(月) 17時まで

*締切日当日はアクセスが集中し、締切時間内に応募ができない場合がございますので、ご注意ください。

賞

最優秀作 1点 消防庁長官賞と副賞20万円

優秀作 1点 全国危険物安全協会理事長賞と副賞10万円

優良作 10点 記念品

*副賞と記念品は危険物安全週間推進協議会からお渡しします。

*入選された場合はご本人に通知するとともに、消防庁及び(一財)全国危険物安全協会のホームページや関係新聞・広報誌等に作品とお名前及びお住まいの都道府県・市区町村名を発表いたします。

*入選作品の著作権は主催者に帰属するものとします。

選考方法

関係行政機関・学識経験者等による標語審査委員会の厳正な審査によって行います。

問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目9番16号 日本消防会館8階
(一財)全国危険物安全協会内 **危険物安全週間推進協議会事務局**
TEL 03-5962-8921



令和6年度危険物安全週間推進ポスター

危険物とは

消防法で定められているもので、一般的に次のような危険性を持った物品をいいます。

1. 火災発生の危険性が高い
2. 火災拡大の危険性が高い
3. 消火の困難性が高い

*私たちの身近なものでは、ガソリン・灯油・油性塗料等があります。

主催：消防庁／都道府県／市町村／全国消防長会／一般財団法人 全国危険物安全協会

このリーフレットは危険物安全週間推進協議会が制作しています。

危険物安全週間について

目 的

今日、石油類をはじめとする危険物は、事業所等において幅広く利用されるとともに、国民生活に深く浸透し、その安全確保の重要性は益々増大しています。

このため、事業所等における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く国民の皆さまに対して危険物に関する意識の高揚と啓発を図ることとしたものです。

期 間

毎年6月の第2週（日曜日から土曜日までの1週間）

令和7年は、6月8日から6月14日まで

行 事

- 安全推進のための講演会、研修会等の開催
- 危険物の安全に関する標語募集
- 各種消防防災訓練等の実施
- 危険物保安功労者、優良危険物関係事業所等の表彰
- 危険物に関するポスター・パンフレットの配布等各種広報、啓発活動
- その他

推 進 団 体

危険物安全週間推進協議会

消防庁
都道府県
市町村
全国消防長会（消防本部・消防署）
（一財）全国危険物安全協会
（一財）消防試験研究センター
危険物保安技術協会
石油連盟
全国石油商業組合連合会
電気事業連合会
（一社）日本化学工業協会
日本ガソリン計量機工業会

ご応募待ってます！

スマホ・携帯で！

パソコンで！

タブレットで！



過去の推進標語（最優秀作品）

年度	標 語	ポスターモデル	年度	標 語	ポスターモデル
平成2年度	“まさか”より“もしも”で守ろう 危険物	日 陰 温 子	平成20年度	安全へ確かなスマッシュ保守点検	瀬田玲子/小椋久美子
3年度	危険物いつも本番待ったなし	武 豊	21年度	安全は 意識と知識と 心掛け	福 原 愛
4年度	心・技・知・危険物には真剣勝負	三 浦 知 良	22年度	危険物 事故は瞬間 無事故は習慣	根 本 美 緒
5年度	危険物その時その場が正念場	古 賀 稔 彦	23年度	危険物無事故のゴールは譲れない！	川 島 永 嗣
6年度	一瞬のすきも許さぬ 危険物	松 永 成 立	24年度	危険物 めざせ完封 ゼロ災害	田 中 将 大
7年度	確実な 攻守がきめての 危険物	羽 生 善 治	25年度	あなたこそ 無事故を担う 司令塔	宮 間 あ や
8年度	危険物 むき合う心 いざ集中	沢松奈生子	26年度	危険物 読みはまっすぐ ゼロ災害	森田理香子
9年度	気を抜くな 扱う相手は 危険物	平 尾 誠 二	27年度	無事故へと 気持ち集中 はっけよい	遠 藤
10年度	安全は 日々の気持ちの 積み重ね	芹 澤 信 雄	28年度	危険物 決める無事故の ストライク	上野由岐子
11年度	危険物 一手先読む 確かな点検	梅沢由香里	29年度	あなたなら 無事故の着地 決められる！	白 井 健 三
12年度	危険物 守りのかなめは 保守点検	古 田 敦 也	30年度	この一球届け無事故へみんなの願い	上 地 結 衣
13年度	危険物 めざすゴールは 無災害	田 中 雅 美	令和元年度	無事故への 構え一分の 隙も無く	清 水 希 容
14年度	危険物 小さな油断も イエローカード	フリップトル江	2年度	訓練で 確かな信頼 積み重ね	藤田菜七子
15年度	危険物 無事故の主役は あなたです	米 倉 涼 子	3年度	事故ゼロへ トライ重ねる ワンチーム	リーチ マイケル
16年度	危険物 ゆるむ心の 帯しめて	谷 亮 子	4年度	一連の確かな所作で無災害	村 川 春 圭
17年度	危険物 かさねる無事故の 金メダル	野口みずき	5年度	意志つなぐ連携プレーで事故防ぐ	ロコ・ソラーレ
18年度	自主点検 欠かさぬあなたに グランプリ	佐 藤 琢 磨	6年度	次世代へ つなごう無事故と 青い地球	野 口 聡 一
19年度	危険物目指せ無事故のMVP	井 口 資 仁			(敬称略)

プライバシー保護及び個人情報の取り扱いについて

- * インターネット標語応募の申し込みサイトについては、プライバシー保護の為SSL暗号化通信に対応しております。
- * ご応募いただいた中での個人情報は、厳重に保管・管理し、入選等についてのご連絡にのみ使用させていただきます。

危険物事故防止対策論文募集

消防庁の統計によると、令和5年中の危険物施設における事故発生件数は711件で、これは、平成元年以降で最も事故が少なかった平成6年と比較すると、危険物施設は減少しているにもかかわらず、約2.5倍に増加しています。

このようなことから、今後も事故防止対策に取り組んでいく必要があり、安全で快適な社会づくりに向けて、危険物の製造、貯蔵、取扱い、運搬に係る事故防止を図ることを目的として、広く論文を募集します。危険物に係る事故防止や安全対策など、普段行っている身近な行動に関するものなどに関し、皆様の積極的なご応募をお待ちしております。

論文のテーマ

危険物に係る事故防止や安全対策に関するもの

職場等の安全対策

職場等における事故防止対策、安全活動等の自主的な取り組みに関するもの

どのテーマが
いいかな??

提言・アイデア・経験等

事故防止及び安全対策に係わる提言、アイデア、経験等に関するもの

事故防止に係わる知見の蓄積・教育方法

事故防止の観点からとらえられた危険物の貯蔵・取扱い上のノウハウの整理・分析事例及び教育（伝達）事例について

事故の拡大防止

実際に経験した事故等における対応をふまえ、事故の拡大防止について考察したもの

安全対策技術

設備、機器等の検査技術に関する安全対策で、事故に関与するハザード（例えば、設計・整備・清掃不良、腐食、静電気火花）を除くための防止対策及び対応策に関するもの

事故の分析

危険物施設において発生した事故の原因調査及び事例を分析、または、教訓とした、事故の発生防止対策、被害の拡大防止対策に関するもの

危険性評価手法

危険物施設等のハザードを抽出し、危険性を評価する手法の活用例

最新技術を利用した

危険物施設の事故防止対策

AI、ドローン、ロボットなどを利用した事故防止対策に関するもの

安全の科学技術

事故の防止対策及び対応策に関する科学技術の基礎及び応用に関するもの

危険物、少量危険物及び 指定可燃物に係わる安全

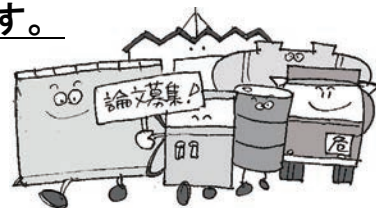
危険物、少量危険物及び指定可燃物の貯蔵、取扱い及び運搬に係わる安全について

応募資格

特に制限はありません。どなたでも応募できます。

応募締切

令和7年1月31日(金) 必着!



選考方法

学識経験者、関係行政機関の職員等による審査委員会において、厳正な審査を行います。

賞

消防庁長官賞	賞状及び副賞（20万円）	<2編以内>
危険物保安技術協会理事長賞	賞状及び副賞（10万円）	<2編以内>
奨励賞	賞状及び副賞（2万円）	<若干名>

※ 副賞は危険物保安技術協会からお渡しいたします。

受賞の表彰式は、危険物安全週間（令和7年6月の第2週）中に東京で開催される、危険物安全大会において行います。

応募方法

- ① 論文は、日本語で書かれたもので未発表のものに限ります。ただし、限られた団体、組織内等で発表された場合は応募可能とします。（一部に限り、既発表の部分を使用する場合は、その旨を本文中に明記してください。）受賞論文は、危険物保安技術協会のホームページに発表されますので、必要に応じて関係者の事前の了解を取ることをお願いします。また、著作権等の問題を生じないようにご注意ください。
- ② A4(字数換算：1ページあたり40字×40行程度)1枚以上10枚以内程度としてください。なお、図表及び写真は、文中への挿入、本文と別に添付のいずれも可能です。ただし、本文と別に添付する場合に、字数換算をA4(1ページあたり1,600字程度)で行い、全体を10枚相当分以内程度としてください。
記入例は、ホームページ (<https://www.khk-syoubou.or.jp/guide/paper.html>) をご確認ください。
- ③ 論文の概要を添付してください。
- ④ 論文は、「論文タイトル」、「氏名（ふりがな）」、「連絡先（住所、電話番号、E-mail アドレス）」及び受賞論文発表時に明記する勤務先等がある場合の「勤務先名称及び所属」を記載した用紙を添付のうえ次のあて先（E-mail 可）までお送りください。
- ⑤ 共同で取り組んでいる活動の場合には、連名の応募も可としますが、代表者が分かるように記載ください。
- ⑥ 論文は、返却いたしません。

あて先及びお問い合わせ先



危険物保安技術協会 事故防止調査研修センター

〒105-0001

東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル

Tel 03-3436-2357

<https://www.khk-syoubou.or.jp/>（ホームページの「お問い合わせ」をご利用ください。）



主催 協賛

消防庁、危険物保安技術協会

全国消防長会、一般社団法人日本化学工業協会、石油化学工業協会、石油連盟
電気事業連合会、一般社団法人日本鉄鋼連盟、一般社団法人日本損害保険協会
公益社団法人日本火災学会、全国石油商業組合連合会（順不同）

制作：危険物保安技術協会



野口 聡一さん

(宇宙飛行士、東京大学特任教授、ベンチャー起業家)

次世代へ つなごう無事故と 青い地球

消防庁／都道府県／市町村／全国消防長会／一般財団法人全国危険物安全協会

このポスターは、危険物安全連携推進協議会が制作しています。

2024年10月1日発行 87号 通号102号

編集・発行 一般財団法人全国危険物安全協会
東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館8階
TEL (03) 5962-8921
ホームページ <https://www.zenkikyo.or.jp>

編集協力 株式会社ぎょうせい
TEL 0120-953-431